

令和3年度山口市安心快適住まいる助成事業について

○目的

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上と、個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う、現に居住する家屋(市外や市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む)のコロナ禍における新しい生活様式への対応を含む住宅リフォーム工事(以下「工事」という。)の一部について助成します。助成は、助成金の額と同額の市内共通商品券を交付することにしております。

○内容

| | |
|---------------|--|
| 対象工事 | <p>助成交付決定通知日以降に工事に着手し、令和4年1月31日までに工事を完了するもので、工事金額が10万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)で、次に掲げるすべての要件に該当するものが対象工事となります。なお、<u>交付決定日より前の着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。</u></p> <p>○市内において、1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者に依頼する工事であること。</p> <p>○工事は、住宅の修繕、増築、その他住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事であること。(門、塀、柵、垣根などの防犯に資する工事も対象です。)</p> <p>※飛沫感染防止のためのトイレ改修工事や非接触型の水回り設備への改修工事、帰宅時の衛生管理を目的とした玄関横洗面場の設置工事などの新しい生活様式に対応したリフォーム工事も対象となります。</p> <p><u>詳しくは、別紙「助成対象工事一覧表」でご確認ください。</u></p> <p>○当該事業と下記の山口市等の助成等を併せて受ける場合は、他の助成対象部分を当該事業対象となる工事見積額に含めないこと。</p> <p>(1)介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 (2)山口市重度障害者等住宅改修費 (3)山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (4)山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金 (5)山口市みどりの生活通り推進事業補助金 (6)山口市空き家バンク改修事業補助金 (7)その他山口市及びそれに準ずる団体からの補助金等</p> |
| 対象施工業者 | <p>○工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であること。</p> |
| 助成金額 | <p>○工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)の10%について、上限額を20万円として助成します。ただし、申請時点で18歳以下(平成15年4月2日以降に生まれた者)の子どもを養育する子育て世帯の場合は、工事金額の15%について、上限額を30万円として助成します。(1,000円未満の端数は切り捨て。)</p> <p>○申込後、助成金の交付を決定し、工事完了後に申込者から提出された完了届の審査を行い、助成額を確定した後に助成金額と同額の市内共通商品券を交付します。 なお、商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>○交付決定通知書に記載されている金額が交付額の上限となります。 また、工事支払い額の10%(または15%)が、助成金確定額となります。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 対象者 | 次に掲げるすべての要件に該当する方が対象となります。 ○申請時点で新築後1年を経過している住宅に居住し、当該住所に住民登録を有する方、又は工事完了届の提出日までに当該住宅に転居し住民登録をする方。 ○山口市に納税義務のある市税を滞納していないこと。 |
| 対象住宅 | 次に掲げる要件に該当する住宅が対象となります。 ○山口市内にあり、現に居住しているまたは転入・転居して居住すること。 (店舗、事業所部分等は除く) |
| 申込手続 | 「山口市安心快適住まいの助成事業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類とともに下記申請窓口までお申し込みください。申請書類については、山口市、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会の各ホームページからダウンロードするか、各申請窓口でお受け取りください。 |
| 募集期間 | 令和3年5月10日(月)から8月31日(火) ※予算が無くなり次第受付終了となります。(先着順) |
| 助成事業の募集から事業完了までの流れ | <p>①助成申請書類を受付(5/10~8/31) 郵送:申請者 → 申請窓口</p> <p>②助成申請書類の審査</p> <p>③助成金交付決定通知書の発行 審査後に助成金交付決定通知書を発行し申請者住所へ郵送します。 ※工事は助成金交付決定通知書を受け取ってから開始してください。</p> <p>④工事完了届の提出 郵送:申請者 → 申請窓口 工事完了後、30日以内かつ令和4年1月31日までに工事を完了し、工事完了届を提出</p> <p>⑤工事完了届の審査 ※工事写真をもとに現地検査を行う場合があります。</p> <p>⑥確定通知書及び請求書兼領収書の様式を申請者へ送付</p> <p>⑦商品券の発行 受取:申請者 → 申請窓口 請求書兼領収書と認印を申請窓口へ持参(令和4年3月31日まで) ※申請窓口で助成金と同額の市内共通商品券を交付します。 ※商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>⑧アンケートを返送 ※市内共通商品券の交付時に、アンケートと返信用封筒をお渡ししますので、記入後に返送してください。</p> <hr/> <p>①及び④の書類の提出は、下記申請先へ郵送してください。なお、郵送される前には、記入漏れや添付書類に不備がないか必ずご確認ください。</p> <p>⑦の市内共通商品券の交付は、必ず、ご本人かご本人の委任状を持参した方が、直接申請窓口にお越しください。</p> |

○問合せ先及び申請先

| | | | | |
|---------|-----------|-------------|------------------|------------------|
| 山口商工会議所 | 〒753-0086 | 山口市中市町 1-10 | TEL 083-925-2300 | |
| 山口県央商工会 | 阿知須支所 | 〒754-1277 | 山口市阿知須 4233-31 | TEL 0836-65-2129 |
| | 秋穂支所 | 〒754-1101 | 山口市秋穂東 6570 | TEL 083-984-2738 |
| | 阿東支所 | 〒759-1513 | 山口市阿東徳佐下 25-1 | TEL 083-956-0032 |
| 徳地商工会 | 〒747-0231 | 山口市徳地堀 1817 | TEL 0835-52-0026 | |

○制度に関する問合せ先

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|------------------|
| 山口市ふるさと産業振興課 | 〒753-8650 | 山口市亀山町2-1 | TEL 083-934-2719 |
|--------------|-----------|-----------|------------------|

| 助成対象工事の例（※1） | |
|------------------------|----------------------------|
| 1. 外部工事 | |
| 屋根・外壁・軒天の改修や塗装・コーキング | 住宅と同一棟の車庫や物置等の改修・増築 |
| 雨樋の取替・改修 | 併用住宅のうち、住居部分に係る改修・増築 |
| サッシ・雨戸・電動シャッターの設置・取替 | スロープの改修や設置工事（※2） |
| 玄関フード・サンルームの増築 | ウッドデッキ・パーゴラの設置、バルコニーの増築・改修 |
| 2. 内部工事 | |
| 床・壁・天井材の張替・改修 | 間取り等の変更に伴う壁等の改修 |
| ドア・ふすま・障子等の建具や畳の取替・張替 | 床・建具等のバリアフリー化、手すりの設置 |
| ガラス・網戸の設置・交換 | スイッチ・コンセント・配線等の電気工事 |
| カウンター・棚の設置・改修 | |
| 3. 設備工事 | |
| 浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の設置・改修 | エコキュート等の高効率給湯システムの設置 |
| システムキッチンの設置（※3） | 換気扇・換気空清機ロスナイの設置 |
| 給排水衛生設備工事（宅内に限る） | 床下換気扇の設置 |
| ガス給湯器・電気温水器・ボイラー等の設置 | 床暖房設備工事 |
| 4. 再生可能エネルギー設備導入に係る工事 | |
| 太陽熱利用機器の設置 | |
| 5. 既存住宅の増改築工事 | |
| 住宅の増改築 | |
| 6. 防犯対策関連工事 | |
| 門・塀・柵・垣根の改修や設置工事（※4） | |

※1 助成対象者が主に居住する建物（母屋）に係る工事に限ります。

この表に掲示のない工事については、個別に審査し決定します。

※2 母屋に接し、段差を解消するものが対象となります。

※3 システムキッチンに組み込みの調理機器等（食器洗浄機を含む）の設置・取替も対象となります。

※4 住宅の安全・防犯対策に資するものが対象となります。

| 助成対象とならない工事の例 | |
|---|----------------------|
| 住宅の新築 | 併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築 |
| 母屋と離れた別棟の改修、増築 | 太陽光発電装置、蓄電システムの設置 |
| 母屋と別棟をつなぐ渡り廊下の改修、増築 | 駐車場・庭の整備 |
| 玄関アプローチの設置・改修 | カーポートの設置・改修 |
| 撤去・解体費用（※5） | シロアリの防除作業（※5） |
| 電気製品・備品（エアコン、テレビ、照明器具、家具、火災報知器、防犯カメラ等）の購入費用 | 廃材処分費 |

※5 リフォーム工事を伴う撤去・解体費用やシロアリの防除処理は対象となります。

【注意】 人件費の割合が工事代金の大半を占める場合は、人件費全額を対象外とする場合があります。